



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

自転車はクルマのナカマ

自転車の通行の3つのルール

1 進行方向はクルマと同じです。

自転車は、法律上はクルマと同じです。

車道の左側端を、
クルマと同じ方向に走ることが
基本的な交通ルールとなっています。



2 自転車レーンは逆走禁止です。

市では、自転車専用通行帯や矢羽根型路面表示の
2つの自転車レーンを整備しています。
正しい通行の方法で安全・快適に通行してください。

① 自転車専用通行帯 がある道路では…



② 矢羽根型路面表示 がある道路では…



3 歩道は歩行者優先です。

13歳未満の子どもや、
70歳以上の高齢者、
体の不自由な人が運転するときなど、
「普通自転車通行可」の標識がある場合は、
例外的に歩道を通行することが認められています。
歩道では、歩行者最優先で徐行することが必要です。



※特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）も交通ルールを守り、正しい通行方法で安全に通行してください。



交通ルールを守っていますか？

あなたも守っているかチェックしてみてください！

第1問 「交通ルールのこと」 車道を通行していますか？

自転車は車両のため、**車道を通行**する必要があります。あなたは、自転車を使うときに、車道を通行していますか？



- 車道通行を守っている
- 守れないこともある
- 守っていない
- よく分からない



自転車は、車道通行が原則です。車道の左端を走りましょう。



第2問 歩道では車道側を 歩行者優先で通行しますか？

自転車が歩道を通るときは、**車道寄り**を、**歩行者優先**で通行する必要があります。あなたは、歩道を歩行者優先で通行していますか？



- 歩道では歩行者を優先している
- ときどき優先できていない
- あまり考えていない
- よく分からない

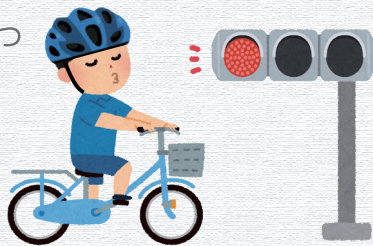


歩道を通ることができるのは普通自転車通行可の標識がある場合などの例外であって、当たり前のことではありません。



第3問 信号を遵守し「とまれ」の 標識では一時停止していますか？

自転車を使うときに、信号や一時停止等の標識を、しっかり守って通行していますか？



- 信号や標識を守っている
- ときどき守れていない
- あまり考えていない
- よく分からない

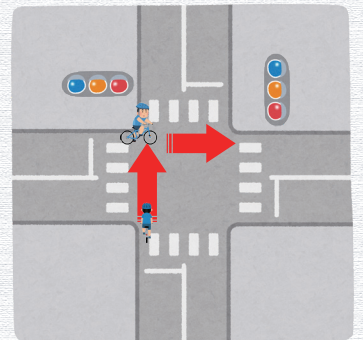


自転車事故の多くは交差点で発生しています。信号や一時停止等の標識を守り、安全に通行しましょう。



第4問 交差点では 二段階右折を行っていますか？

自転車で右折するときは二段階右折する必要があります。右折するとき、二段階右折をしていますか？



- 二段階右折を行っている
- 行っていないこともある
- 行っていない
- よく分からない



信号を守りながら、二段階右折を行ってください。左折する自動車の巻き込みに十分注意しましょう。

